

II 大阪市立大学大学院生活科学研究科履修規程

制 定 昭和52年9月7日
最近改正 平成28年4月1日

(課程・専攻・履修コース)

- 第1条 大阪市立大学大学院生活科学研究科(以下「本研究科」という。)の課程は博士課程とする。
- 2 本研究科の標準修業年限は5年とし、これを修業年限2年の前期博士課程及び修業年限3年の後期博士課程に区分する。
 - 3 前項の規定にかかわらず、前期博士課程と後期博士課程については大学院学則第18条の2の規定に基づき、長期にわたる教育課程の履修を認められた者(以下「長期履修学生」という)の標準修業年限については、当該履修を許可された年限とする。
 - 4 本研究科に次の専攻及び履修コースを置く。

専攻名	コース名
生活科学専攻	食・健康科学コース
	居住環境学コース
	総合福祉科学コース
	臨床心理学コース

- 5 前期・後期それぞれの課程履修中途における履修コースの変更は、本研究科長が、コース及び本研究科教授会の審議を経てその意見を聴いたうえで、原則として毎年の学年度の初めに認める。

(学則その他との関係)

- 第2条 本研究科の授業科目及び単位数、履修方法、学位論文の取扱等については、本学大学院学則及び本学学位規程に定めるもののほか、この規程の定めるところによる。

(人材養成目的)

- 第3条 本研究科及び各履修コースの人材養成目標は次のとおりである。

前期博士課程の人材養成目標は次のとおりである。

現代社会の生活問題を学際的、複合的に解明し、問題解決能力をもった研究者や高度専門職業人を養成する。

【食・健康科学コース】

食と栄養に関わる生活上の諸課題に適切に対応できる高度な専門知識と応用力および技能を有し、食品栄養学の様々な分野で活躍できる指導的人材を養成する。

【居住環境学コース】

現代社会における居住環境課題に総合的かつ戦略的に対応できる高度な専門知識と技能を要求される居住環境学関連分野で活躍できる人材を養成する。

【総合福祉科学コース】

生活全体を視野に入れ、関連諸科学の知識と技術を用いて援助を行う専門職、地域社会の資源の開発、調整、分配を行う行政の福祉関連部門スペシャリスト、先駆的な社会福祉事業を開発・展開する社会的企業に携わる人材を養成する。

【臨床心理学コース】

今日の臨床心理学的課題に対して、心理臨床援助を行うことのできる高度に専門的な知識と技能を有する人材を養成する。また、福祉・教育・医療・司法などをはじめとする幅広い臨床領域で活躍できる人材を育成し、臨床心理専門職を目指すために必要な専門的能力と資質を有する人材を養成する。

後期博士課程の人材養成目標は次のとおりである。

理論と実践の両面から生活科学研究の最先端を担う研究者を養成する。

【食・健康科学コース】

食と健康・栄養に関わる生活上の諸課題を自立して解決できる高水準な研究能力を有し、病院、保健所などでの実践活動から大学・研究所における研究活動にいたるまで、食品学ならびに栄養学の最前線で活躍できる人材を養成する。

【居住環境学コース】

現代社会における居住環境問題を自立して解決できる高い研究能力を有し、大学等の研究機関で活躍できる人材を養成する。

【総合福祉科学コース】

国内外の第一線で活躍できる社会福祉関連分野の研究者を養成する。

【臨床心理学コース】

臨床心理学的課題を解決できる高い研究能力を養成するとともに、大学・研究所、心理臨床関連諸機関において心理臨床家の指導的役割を果たすなど、基礎理論と臨床援助の両面において高い能力を有する人材を養成する。

（授業科目及び単位数）

第4条 本研究科の各コースの授業科目及びその単位数は、別表のとおりとする。

（前期博士課程の履修方法）

第5条 本研究科の前期博士課程において、2年以上4年以内在学して、30単位以上を修得し、かつ、必要な研究指導を受けたうえ、修士論文の審査及び試験に合格した者について、学長は本研究科教授会の審議を経てその意見を聴いたうえで、前期博士課程を修了した者と認め、修士（生活科学又は学術）の学位を授与する。

2 本研究科長は、教育上有益と認めるときは、本研究科教授会の審議を経てその意見を聴いたうえで、本研究科に入学する前に大学院で修得した単位（外国の大学院で修得した単位も含む）を本研究科における授業科目により修得したものとみなし、10単位を超えない範囲で認定する。

（博士課程の履修方法）

第6条 本研究科の博士課程において、5年（前期博士課程「修士課程を含む。以下この条において同じ。」を修了した者にあつては、当該課程における2年の在学期間を含む。）以上8年（前期博士課程を修了した者にあつては、当該課程における2年の在学期間を含む。）以内在学して、30単位以上を修得し、かつ、必要な研究指導を受けたうえ、博士論文の審査及び試験に合格した者について、学長は本研究科教授会の審議を経てその意見を聴いたうえで、博士課程を修了した者と認め、博士（生活科学又は学術）の学位を授与する。ただし、在学期間に関しては、優れた研究業績をあげた者については、3年（前期博士課程を修了した者にあつては、当該課程における

2年の在学期間を含む。)以上在学すれば足りるものとする。

2 後期博士課程に入学した者で他大学院、他研究科の修士の学位を有する者の履修単位については、前項に規定する30単位を既に修得したものとし、後期特別研究10単位を修得すれば足りるものとする。

3 後期博士課程に入学した者で修士の学位を有しない者の履修単位については、第1項の規定にかかわらず専攻の授業科目について後期特別研究10単位を修得すれば足りるものとする。

(履修計画及び試験)

第7条 学生は、毎年指定する期間内に、その学年で履修しようとする授業科目を届け出なければならない。

2 履修した授業科目の試験は、学期末もしくは学年末に各授業科目担当の教員により、筆記、口述又は研究報告によって行う。ただし、授業科目担当者が必要と認めるときは、臨時に試験を行うことができる。

3 前項の試験に合格した授業科目については、所定の単位を付与する。

(大学院共通教育科目、他の履修コース、他研究科、他大学院等の授業科目の履修)

第8条 学生は、本研究科長が本研究科教授会の審議を経てその意見を聴いたうえで教育上有益と認めるときは、大学院共通教育科目、他の履修コース、他の研究科等の授業科目を履修することができる。

2 学生は、学長が本研究科教授会の審議を経てその意見を聴いたうえで教育上有益と認めるときは、国内の他の大学院又は国外の大学院の授業科目を履修することができる。

3 前各項により履修した単位は、本研究科長が本研究科教授会の審議を経てその意見を聴いたうえで認定し、10単位を限度として修了に要する単位に算入することができる。

(学部開講科目の履修)

第9条 学生は、本研究科長が本研究科教授会の審議を経てその意見を聴いたうえで教育上有益と認めるときは、「大学院学生の学部開講授業科目の受講に関する規程」の定めるところにより、学部開講授業科目を履修することができる。

(成績)

第10条 科目の成績は、合格科目を「AA・A・B・C・合格」、不合格科目を「F」で表し、成績通知書で学生に通知する。

AA : 100点～90点 A : 89点～80点 B : 79点～70点 C : 69点～60点 F : 59点以下

2 学生は、当該期の成績評価について、「大阪市立大学における成績評価異議申立に関する規程」に則り、研究科長へ異議を申し立てることができる。

(指導教員)

第11条 学生には、その研究分野に応じて指導教員を定める。

2 前期博士課程の指導教員は担当の教授、准教授とする。

3 後期博士課程の指導教員は担当の教授とする。

4 本研究科長は、本研究科教授会の審議を経てその意見を聴いたうえで教育上有益と認めるときは、他の研究科、他の大学院又は研究所等の教員等に、必要な研究指導を委嘱することができる。

(学位論文の提出)

第12条 修士学位論文審査の基準はテーマや領域によって多少異なるが、論文としてのまとまりや完結性、一貫性、完成度を確保していることが基本条件である。さらに、「独創性」「新規性」「有用性」「体系的」「論理性」「実証性」「論証性」「普遍性」「高度性」などの価値があることが求められる。

修士学位論文審査については、上記に加え、その水準の高さが基準となる。

- 2 修士又は博士の学位論文（以下「学位論文」という）を提出しようとする者は、その題目を指導教員の承認を得て、あらかじめ指定する期日までに、本研究科長に届出なければならない。
- 3 学位論文は、あらかじめ指定する期日までに、本研究科長に提出しなければならない。
- 4 学位論文を提出することができる者は、前期博士課程又は博士課程に所定の期間在学している者で、所定の単位を修得した者又は学位論文審査の終了までに所定の単位を修得できる見込みのある者で、かつ、必要な研究指導を受けた者でなければならない。
- 5 前4項に定めるもののほか、学位論文の取扱については、別に定める。

(その他)

第13条 この規程の施行について必要な事項は、本研究科長が本研究科教授会の審議を経てその意見を聴いたうえで定める。

附 則（平成28年4月1日）

- 1 この改正規程は、平成28年4月1日から施行する。